## 修正前

- ② ごみ減量・資源化の努力で、実質的な負担の縮減が図られること
- ③ 民間廃棄物処理施設とのバランスを考慮した価格とすることが妥当と考える。

以上のことから、ごみ処理手数料は、ごみ重量10kg当たり120円とする。

なお、ごみ処理手数料の引き上げによる市民・事業者の負担増に対する 激変緩和措置として、初年度を10kg当たり80円とし、3年間隔で段 階的に引き上げるものとする。

### ア ごみ処理手数料の改定内容

ごみ種の種別・処理区分		区分	処理手数料の額		
家庭系廃棄物	一般廃棄物	市民(市民から運搬の委託を受けた者を含む。)が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合(指定袋又は粗大ごみ処理券により排出する場合は、その価格とする。)	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10キログラム ごとに	120円
事業系廃棄物	一般廃棄物産業廃棄物	事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合 特に市長が認めた事業者(特に市長が認めた事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合	可燃ごみ 不燃ごみ	10キログラムごとに	120円

注1) 清掃センター又は道心坂埋立地へ直接搬入する場合の処理手数料とする。

### イ 経過措置

引き上げによる急激な負担増を緩和する経過措置は、次のとおりとする。

区	分	処理手数料の額 (10キログラム当り)
平成19年度から平成21年	年度まで	80円
平成22年度から平成24年	年度まで	100円
平成25年度以降		120円

# 修正後

- ② ごみ減量・資源化の努力で、実質的な負担の縮減が図られること
- ③ 民間廃棄物処理施設とのバランスを考慮した価格とすること 以上のことから、ごみ処理手数料は、循環型社会形成推進地域計画目標年 度である平成25年度までに、ごみ重量10kg当たり120円に引き上 げることが妥当と考える。

なお、ごみ処理手数料の引き上げによる市民・事業者の負担増に対する 激変緩和措置として、平成19年度から10kg当たり80円<u>に引き上げ、</u> 以後は、ごみの減量化実績や社会・経済情勢等を考慮し、段階的に引き上 げるものとする。

### ア ごみ処理手数料の改定内容

ごみ種の種別・処理区分		区分	処理手数料の額		
家庭系廃棄物	一般廃棄物	市民(市民から運搬の委託を受けた者を含む。)が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合(指定袋又は粗大ごみ処理券により排出する場合は、その価格とする。)	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10キログラム ごとに	<u>80円</u>
事業系廃棄物	一般廃棄物産業廃棄物	事業者(事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合 特に市長が認めた事業者(特に市長が認めた事業者から運搬の委託を受けた者を含む。)が市長の指定する処理施設へ搬入し、市が処分する場合	可燃ごみ 不燃ごみ 粗大ごみ	10キログラム ごとに	<u>80円</u>

注1) 清掃センター又は道心坂埋立地へ直接搬入する場合の処理手数料とする。

### 「イ 経過措置」を削除